

所管事項調査に関する資料

目 次	ページ
1 分掌事務及び事務の現況等について	2 ～ 23
2 長崎みなとメディカルセンターの現状と今後の構造改革について	24 ～ 40
3 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について	41 ～ 45
4 国の新型コロナワクチン予防接種助成金廃止について	46
5 基本構想・基本計画等作成調について	別冊
6 令和 6 年度指定管理者制度の状況について	別冊

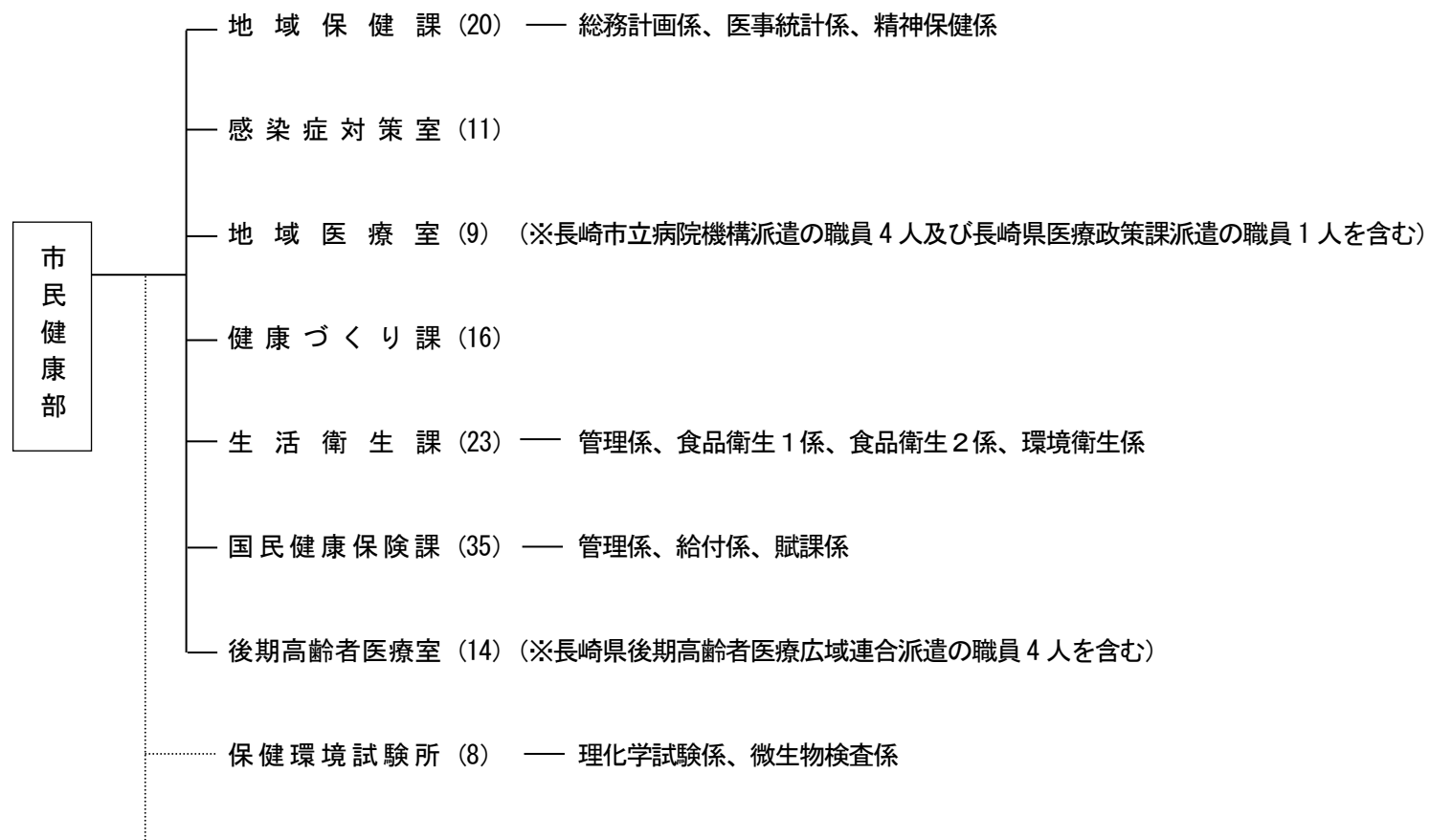
市 民 健 康 部

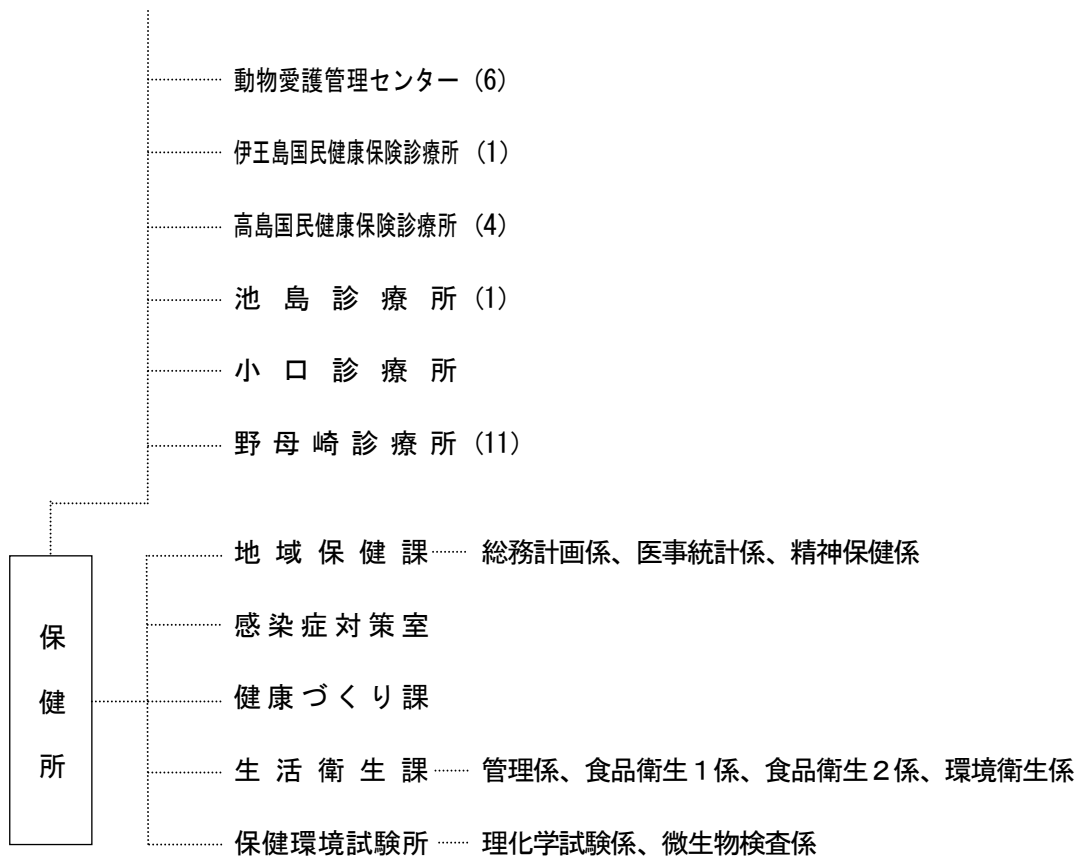
令 和 7 年 6 月

1 分掌事務及び事務の現況等について

(1) 市 民 健 康 部 機 構 図

令和7年4月1日現在
職 員 数 159 人
() 数 字 は 職 員 数





(2) 市民健康部分掌事務

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管(国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。)に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 感染症対策室、地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、保健環境試験所、動物愛護管理センター、伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所及び小口診療所に係る予算の経理に関すること。 (4) 厚生統計調査(社会福祉に係るものを除く。)に関すること。 (5) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)の規定による死体保存に関すること。 (6) 地域保健施策に関すること(感染症対策室の所管に係るものを除く。) (7) 保健師の統括に関すること。 (8) 精神保健に関すること(保健所の所管に係るものを除く。) (9) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関すること(感染症対策室の所管に係るものを除く。) (10) 伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所との連絡調整に関すること。 (11) 医療安全相談に関すること。 (12) 部内事務の連絡調整に関すること。
感 染 症 対 策 室	(1) 地域保健施策に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。) (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症に関すること(保健所の所管に係るものを除く。) (3) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。)
地 域 医 療 室	(1) 地域医療の推進に関すること。 (2) 救急医療対策に関すること。 (3) 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会、長崎医療圏病院群輪番制審議会及び地域医療審議会に関すること。 (4) 地方独立行政法人長崎市立病院機構に関すること。 (5) 夜間急患センターに関すること。 (6) 看護師養成事業に関すること。

課 名	分 掌 事 務
健 康 づ く り 課	(1) 地域保健対策の計画策定及び推進に関すること。 (2) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の企画及び推進に関すること。 (3) 食育推進会議、献血推進協議会、歯科口腔保健推進審議会、健康長崎市民 2 1 市民推進会議及びストップ C K D ネットワーク会議に関すること。 (4) 栄養の改善の企画に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (5) 難病に関すること（障害福祉課及び保健所の所管に係るものを除く。）。 (6) 歯科保健に関すること（子育てサポート課及び保健所の所管に係るものを除く。）。 (7) 口腔保健支援センターに関すること。
生 活 衛 生 課	(1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく許可等に関すること。 (3) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく登録等に関すること。 (4) 食品衛生関係団体の指導育成に関すること。 (5) 生活衛生に関すること。 (6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。 (7) 改葬の許可に関すること。 (8) 生活衛生関係の営業団体等との連絡調整及び育成に関すること。 (9) と畜場の設置の許可等に関すること。 (10) と畜検査に関すること。 (11) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。 (12) 食鳥検査に関すること。
国 民 健 康 保 険 課	(1) 国民健康保険事業の企画に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者の資格の認定及び保険給付に関すること。 (3) 国民健康保険税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (4) 国民健康保険運営協議会に関すること。

課 名	分 掌 事 務
後 期 高 齢 者 医 療 室	(1) 後期高齢者医療被保険者の便益の増進に寄与する書類の受付等に関すること。
保 健 環 境 試 験 所	(1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (3) 環境の汚染に関する監視、測定（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関すること。 (4) 環境の保全のための規制、指導（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関すること。
動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー	(1) 動物の愛護及び管理に関すること。 (2) 犬の登録及び取締りに関すること。 (3) 狂犬病の予防に関すること。
伊 王 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 高 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 池 島 診 療 所 小 口 診 療 所 野 母 崎 診 療 所	(1) 外来診療及び看護に関すること。 (2) 製剤及び調剤に関すること。 (3) 麻薬の管理に関すること。 (4) 医薬品の管理に関すること。 (5) 使用料及び手数料の請求並びに収納に関すること。 (6) 現金、有価証券及び物品の出納並びに保管に関すること。 (7) 医事統計、医事報告その他医療に関する諸報告に関すること。 (8) 施設の維持管理に関すること。

保健所

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	(1) 保健所の所管に係る予算の経理に関すること。 (2) 地域保健対策の企画調整に関すること（保健所感染症対策室の所管に係るものを除く）。 (3) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること（保健所感染症対策室の所管に係るものを除く）。 (4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所感染症対策室及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 歯科保健に関すること（健康づくり課、子育てサポート課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (6) 精神保健に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (7) 保健師の業務に関すること（保健所感染症対策室及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (8) 診療所等の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (9) 衛生検査所、施術所及び歯科技工所の開設等に関すること。 (10) 病院の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (11) 診療所の病床設置及び変更許可に関すること。 (12) 病院、診療所その他の医療施設等の立入検査に関すること。 (13) 医師、歯科医師その他の医療従事者の免許に係る申請書の進達及び免許証の交付に関すること。 (14) 受胎調節実施指導員の指定に係る申請書の進達及び指定証の交付に関すること。 (15) 死体解剖保存法の規定による死体解剖に関すること。 (16) 医師、歯科医師、薬剤師、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従業者届の進達に関すること。 (17) 保健所運営協議会に関すること。 (18) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (19) 所内事務の連絡調整に関すること。

課 名	分 掌 事 務
感 染 症 対 策 室	(1) 地域保健対策の企画調整に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (2) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (3) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (4) 保健師の業務に関すること（保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 結核、細菌性赤痢等の感染症その他の疾病の予防に関すること。 (6) 感染症診査協議会に関すること。
健 康 づ く り 課	(1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所地域保健課及び保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。）。 (2) 栄養の改善及び指導に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (3) 歯科保健に関すること（市民健康部健康づくり課、子育てサポート課及び保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (4) 難病に関すること（障害福祉課及び市民健康部健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 医療社会事業に関すること。 (6) 保健師の業務に関すること（保健所地域保健課及び保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。）。 (7) 医師等の臨床研修に関すること。 (8) 医療品及び衛生資材の管理に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。
生 活 衛 生 課	(1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (2) 飲食店営業等を行う者に係る許可に関すること。 (3) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業等の衛生に関すること。 (4) 住宅、水道、井戸、遊泳場等の衛生に関すること。 (5) 特定建築物の衛生に関すること。 (6) 温泉の利用許可及び衛生に関すること。 (7) 家庭用品の衛生に関すること。 (8) 墓地、納骨堂及び火葬場の維持管理及び衛生に関すること。

課 名	分 掌 事 務
保 健 環 境 試 験 所	(1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。

(3) 市民健康部職員名簿（係長以上）

R7. 4. 1現在

部長	島 村 昭 太	内線 3 2 0 0
理事兼保健所長	本 村 克 明	内線 3 2 0 1
理事（地域医療担当）	若 村 隆	内線 3 2 0 2
次長兼保健所副所長	木 下 史 子	内線 3 9 7 0

地域保健課		8 2 9 - 1 1 5 3（直通）
次長兼課長	花 川 哲	内線 3 9 6 0
主 幹	川 崎 マサ子	内線 3 9 6 1
総務計画係長	柴 崎 隆 好	内線 3 9 5 2
医事統計係長	山 田 布美乃	内線 3 9 7 1
精神保健係長	森 知佳子	内線 3 9 6 2

感染症対策室		8 2 9 - 1 1 7 2（直通）
次長兼室長	林 尚 之	内線 3 9 8 0
係 長	冨 本 浩 次	内線 3 9 8 1
係 長	鈴 木 優 美	内線 3 9 9 1

地域医療室

室 長

大 塚 貴 伸

8 2 9－1 1 7 9（直通）

内線 4 0 1 0

係 長

渡 邊 栄 介

内線 4 0 1 2

長崎市立病院機構派遣 8 2 2－3 2 5 1

部 付（人事課長）

牟 田 宗一郎

部 付（総務管理係長）

伊 藤 淳

部 付（人事給与係長）

野 瀬 さやか

部 付（施設係長）

山 内 豊 和

健康づくり課

課 長

榎 田 嘉 樹

8 2 9－1 1 5 4（直通）

内線 3 8 5 0

次 長

古 堅 麗 子

内線 3 8 4 0

係 長

内 山 みゆき

内線 3 8 5 2

係 長

皆良田 美 和

内線 3 8 6 1

生活衛生課

課 長

大 峰 光 信

8 2 9－1 1 5 5（直通）

内線 4 0 3 0

管理係長

前 田 博 美

内線 4 0 3 1

食品衛生 1 係長

松 尾 義 文

内線 4 0 3 1

食品衛生 2 係長

中 村 久 代

内線 4 0 2 1

環境衛生係長

山 野 浩 二

内線 4 0 4 1

国民健康保険課		8 2 9 - 1 2 2 5 (直通)
次長兼課長	中 島 博 和	内線 2 8 6 0
課長補佐	中 山 誠 治	内線 2 8 6 1
管理係長	八 尋 美 月	内線 2 8 6 1
給付係長	宮 本 繁 則	内線 2 8 5 1
賦課係長	藤 本 信 治	内線 2 8 8 2

後期高齢者医療室		8 2 9 - 1 1 3 9 (直通)
室 長	岡 広 志	内線 2 8 9 0
係 長	松 本 博 良	内線 2 8 9 1
長崎県後期高齢者医療広域連合派遣	8 1 6 - 3 9 3 0 (直通)	
部 付 (事務局長)	萩 原 哲 郎	
室 付 (事業課係長)	松 尾 雄一郎	

保健環境試験所		8 4 6 - 3 1 6 3 (直通)
所 長	草 野 努	
理化学試験係長	船 本 洋 二	
微生物検査係長	横 山 竜 太	

動物愛護管理センター		8 4 4 - 2 9 6 1 (直通)
所 長	徳 永 千 洋	
係 長	山 口 大 樹	

伊王島国民健康保険診療所

898-2300（直通）

次長兼所長

村 井 信 二

※係 長

石 飛 純 也

高島国民健康保険診療所

896-2048（直通）

次長兼所長

西 倉 哲 司

※係 長

福 田 洋 行

池島診療所

0959-37-2090（直通）

※所 長

相 川 靖 昭

※係 長

山 下 時 彦

小口診療所

886-3032（直通）

※所 長

松 尾 憲 和

※係 長

宮 崎 卓

野母崎診療所

893-1100（直通）

次長兼所長

松 本 佳 博

次長兼副所長

辻 研一郎

事務長

本 庄 寛 伸

係 長

刈 茅 謙

※は、地域センター職員の兼務

(4) 令和7年度 市民健康部 主な事業概要

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
地域保健課	一般会計	保健衛生統計調査費	4,256
		長崎市地域保健医療対策協議会費	299
		救急艇運営費	21,419
		精神保健対策費	4,438
		自殺防止啓発費	755
		AED整備推進費	4,110
		保健所総務費	11,173
感染症対策室 (その1)	一般会計	事故措置費	36,057
		感染症対策特別促進費	7,161

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
感染症対策室 (その2)	一般会計	エイズ対策費	647
		高齢者等インフルエンザ予防接種費	256,938
		高齢者等肺炎球菌予防接種費	19,532
		高齢者等新型コロナウイルス予防接種費	672,357
		高齢者等带状疱疹予防接種費	152,524
		結核医療療養費	9,471
		結核管理指導費	3,305
		結核対策特別促進費	760
		結核予防費補助金	3,903

(単位：千円)

課 名		事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
地域医療室 (その1)	一般会計	地域医療対策費	長崎市地域医療審議会等の運営経費など、医療機関の役割分担や連携を推進し、持続可能な地域医療体制を構築するための検討を行う経費	784
		自治体病院等開設者協議会負担金	長崎県自治体病院等開設者協議会の運営に要する負担金	187
		長崎市医師会看護専門学校運営費補助金	看護師、准看護師及び助産師を育成する長崎市医師会看護専門学校の運営費に対する補助金	4,552
		看護師等確保支援費補助金	地域の救急医療提供体制を維持するため、主に新卒看護師の地元就職・定着及び転入促進を図ることを目的として、長崎医療圏病院群輪番制病院に対し、採用活動等の経費に対して助成する補助金	4,500
		看護の日行事開催費補助金	看護についての理解を深めることを目的として制定された「看護の日」の記念行事に対する補助金	300
		在宅当番医制運営委託費	休日の初期救急医療を行う在宅当番医制の実施に要する経費	7,790
		病院群輪番制病院運営費補助金	休日・夜間の2次救急医療を行う輪番制病院の運営費に対する補助金	80,335
		救急医療協力病院運営費補助金	輪番制病院を補完する救急医療協力病院の運営費に対する補助金	5,100
		地域救急医療体制支援補助金	医療資源が限られている地域において、救急医療体制の維持及び充実を図るため、地域の救急拠点となる病院の運営費に対して助成する補助金	38,535

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
地域医療室 (その2)	歯科在宅当番医制運営費補助金	休日の歯科救急医療を行う歯科在宅当番医制の運営費に対する補助金	1,059
	長崎市薬剤師会調剤薬局運営費補助金	夜間急患センターにあわせて開局する調剤薬局の運営費に対する補助金	30,517
	地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 評価委員会費	地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会の運営に要する経費	201
	地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 運営費負担金	地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターに対する負担金	953,629
	【補助】民間病院施設整備 事業費補助金 病院群輪番制病院	休日・夜間の二次救急医療提供体制を維持している病院群輪番制病院（みなとメディカルセンター除く。）に対して検査機器等の設備整備に対して助成する補助金	22,000
	【単独】民間病院施設整備 事業費補助金 長崎原爆病院	被爆者が安心して医療を受けられる環境を整備するため、長崎原爆病院の設備整備について、国・県・市が協調して助成する補助金	19,680
	【単独】民間病院施設整備 事業費補助金 医療機器	医療資源が限られている地域において、市民が安心して生活できる医療環境の整備を図るため、地域の病院が行う医療機器の更新等に対して助成する補助金	7,500
	夜間急患センター運営費	夜間等の初期救急医療を行う夜間急患センターの運営に要する経費	251,225
	【単独】診療所施設等整備 事業費 夜間急患センター	夜間急患センターが行う一次救急医療に必要な医療機器の整備に要する経費	4,500

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
地域医療室 (その3)	長崎市立病院機構 病院事業債管理 特別会計	公債費 長崎みなとメディカルセンターの施設設備整備に要した公債費の償還金 (1) 元金 697,610千円 (2) 利子 63,500千円	761,110
		長崎市立病院機構貸付金 長崎みなとメディカルセンターが実施する施設設備整備のための貸付金	100,000
健康づくり課 (その1)	一 般 会 計	献血推進対策費 献血思想の普及啓発や献血者募集等の推進及び長崎市献血推進協議会の開催に要する経費	147
		骨髄バンクドナー普及啓発費 骨髄等を提供するドナーが、提供しやすい環境づくりのための支援事業及び骨髄バンクドナー登録の推進に要する経費	702
		国民健康栄養調査費 国の委託を受けて、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするための「国民健康・栄養調査」に要する経費	1,593
		食育推進費 長崎市食育推進計画に基づく食育の普及啓発及び長崎市食育推進会議の開催に要する経費	192
		難病患者地域支援事業費 難病患者への医療相談、在宅支援等に要する経費	399
		地域健康づくり推進費 地域における健康づくりの担い手である食生活改善推進員の活動支援及び地域の交流や自主的な健康づくりの促進のため、気軽に取り組みやすいラジオ体操の普及に要する経費	367
		栄養改善対策費 特定給食施設等に対する栄養・衛生改善の指導や研修会の開催及び食品製造販売業者等に対する栄養成分表示の指導等に要する経費	217

(単位：千円)

課 名	事 業 名		事 業 概 要	予 算 額
健康づくり課 (その2)	一 般 会 計	健康長崎市民21普及費	健康増進計画である「健康長崎市民21」に基づく健康づくりの普及啓発及び推進、並びに健康長崎市民21市民推進会議の開催に要する経費	4,083
		歯科口腔保健計画推進費	歯科口腔保健推進計画に基づく歯科口腔保健の普及啓発及び推進、並びに長崎市歯科口腔保健推進審議会の開催に要する経費	522
		フッ化物洗口推進費	こどものむし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施を推進するため、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校に対し薬剤等を支給又は購入費を助成する経費	8,919
		障害者・高齢者歯科保健費	障害者・要介護高齢者等への口腔ケアを実施する専門職の連携や育成、及び在宅での歯科治療体制を支援するための訪問歯科診療機器購入補助に要する経費	3,067
		生活習慣病予防対策費	慢性腎臓病等予防対策及び長崎市ストップCKDネットワーク会議の開催に要する経費	8,494
		禁煙対策費	市民が身近なところで禁煙相談を受けやすくなる環境づくりや、禁煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発に要する経費	1,510
		がん検診等事業費	がんや生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした各種がん検診等の実施に要する経費	443,171
		がん患者アピアランスケア用品購入費補助金	がん患者のアピアランスケア用品購入費の補助に要する経費	3,643

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
生 活 衛 生 課	一 般 会 計	環境衛生監視活動費	960
		公衆浴場補助金	3,500
		生活衛生推進事業費補助金	200
		食品衛生監視活動費	10,216
		食品衛生指導員活動費補助金	1,500
		観光施設等食中毒予防対策費	264
		薬事・毒劇物監視活動費	494
		【単独】環境衛生施設整備事業費補助金 共同給水施設	1,000

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
国 民 健 康 保 険 課	一 般 会 計	国民健康保険制度の運営に対する国民健康保険事業特別会計（事業勘定）に対する繰出金 (1) 保険基盤安定負担金 2,687,632千円 (2) 未就学児均等割保険税軽減分 12,901千円 (3) 産前産後保険税軽減分 4,805千円 (4) 条例減免分 24,800千円 (5) 出産育児一時金分 39,334千円 (6) 財政安定化支援事業分 780,250千円 (7) 事務費相当分 263,657千円 (8) 特定健康診査無料化等分 57,452千円 (9) 福祉医療費現物給付波及増分 188,924千円	4,059,755
	国民健康保険事業特別会計	被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険者負担分に要する経費 (1) 療養給付費 31,293,249千円 (2) 療養費 312,797千円 (3) 審査支払手数料等 115,718千円 (4) 高額療養費等 5,378,069千円 (5) 移送費 100千円 (6) 出産育児一時金 59,025千円 (7) 葬祭費 13,440千円	37,172,398
		県の国保特会で負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用などに充てるため、県に納付する納付金 (1) 医療給付費納付金 8,516,401千円 (2) 後期高齢者支援金等納付金 2,620,855千円 (3) 介護納付金 767,524千円	11,904,780
		生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施する、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導に要する経費	352,708
		被保険者の健康の保持増進に要する経費 （主な内容） 人間ドック・脳ドック助成、歯科健診助成、 禁煙サポート、はり・きゅう助成	91,129

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
後 期 高 齢 者 医 療 室	一 般 会 計	医療健康診査費	124,240
		医療療養給付費負担金	6,982,344
		後期高齢者保健事業及び 介護予防一体的実施事業	13,000
	後期高齢者医療 事業特別会計	後期高齢者医療広域連合 納付金 長崎市で徴収した後期高齢者医療保険料及び延滞金、低所得者等に対して 軽減された保険料、長崎県後期高齢者医療広域連合で要する事務費を広域 連合に納付する経費 (1) 後期高齢者医療保険料等 5,628,590千円 (2) 保険基盤安定負担金 1,599,320千円 (県より3/4を一般会計にて受入、1/4を市負担) (3) 事務費負担金 199,558千円	7,427,468
保 健 環 境 試 験 所	一 般 会 計	感染症検査費	10,561
		保健環境試験所運営費	26,748
		【補助】保健環境試験所施 設整備事業費 検査機器整備	4,600
		【単独】保健環境試験所施 設整備事業費 受電設備改修	8,000
		【単独】保健環境試験所施 設整備事業費 昇降機改修	29,300
		【単独】保健環境試験所施 設整備事業費 検査機器整備	19,700

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
動物愛護管理センター	一般会計	動物管理対策費	47,944
		動物愛護週間行事費	108
		まちなこ不妊化推進費	11,729
		動物愛護管理センター解体費負担金	66,600
		【単独】次世代自動車購入費 電気自動車	3,900
伊王島国民健康保険診療所 高島国民健康保険診療所	一般会計	国民健康保険事業特別会計繰出金（直営診療施設勘定）	75,513
池島診療所 小口診療所 野母崎診療所	一般会計	診療所事業特別会計繰出金	267,739
野母崎診療所	一般会計	建物等維持補修費	8,992

2 長崎みなとメディカルセンターの現状と今後の構造改革について

1 病院概要

(1) 院長（理事長兼務） 門田 淳一

(2) 許可病床数 513床

ア 一般病床 494床 イ 結核病床 13床 ウ 感染症病床 6床

※試験的に令和7年2月から一般病床401床で運用中

(3) 主な指定等

ア 長崎医療圏病院群輪番制病院

イ 地域周産期母子医療センター

ウ 地域医療支援病院

エ 地域がん診療連携拠点病院

オ 地域脳卒中センター

カ 災害拠点病院（地域災害医療センター）

キ 臨床研修病院

ク 第二種感染症指定医療機関

ケ 救命救急センター

コ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関



(4) 目指すべき医療

ア 救急医療（救命救急センター）

イ 高度・急性期医療（がん医療、心疾患医療、脳血管疾患医療）

ウ 小児・周産期医療

エ 政策医療（結核医療、感染症医療、災害医療）

(5) 診療科目

内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、
脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、
新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、
呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、
麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、
臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、歯科

計 36 科目

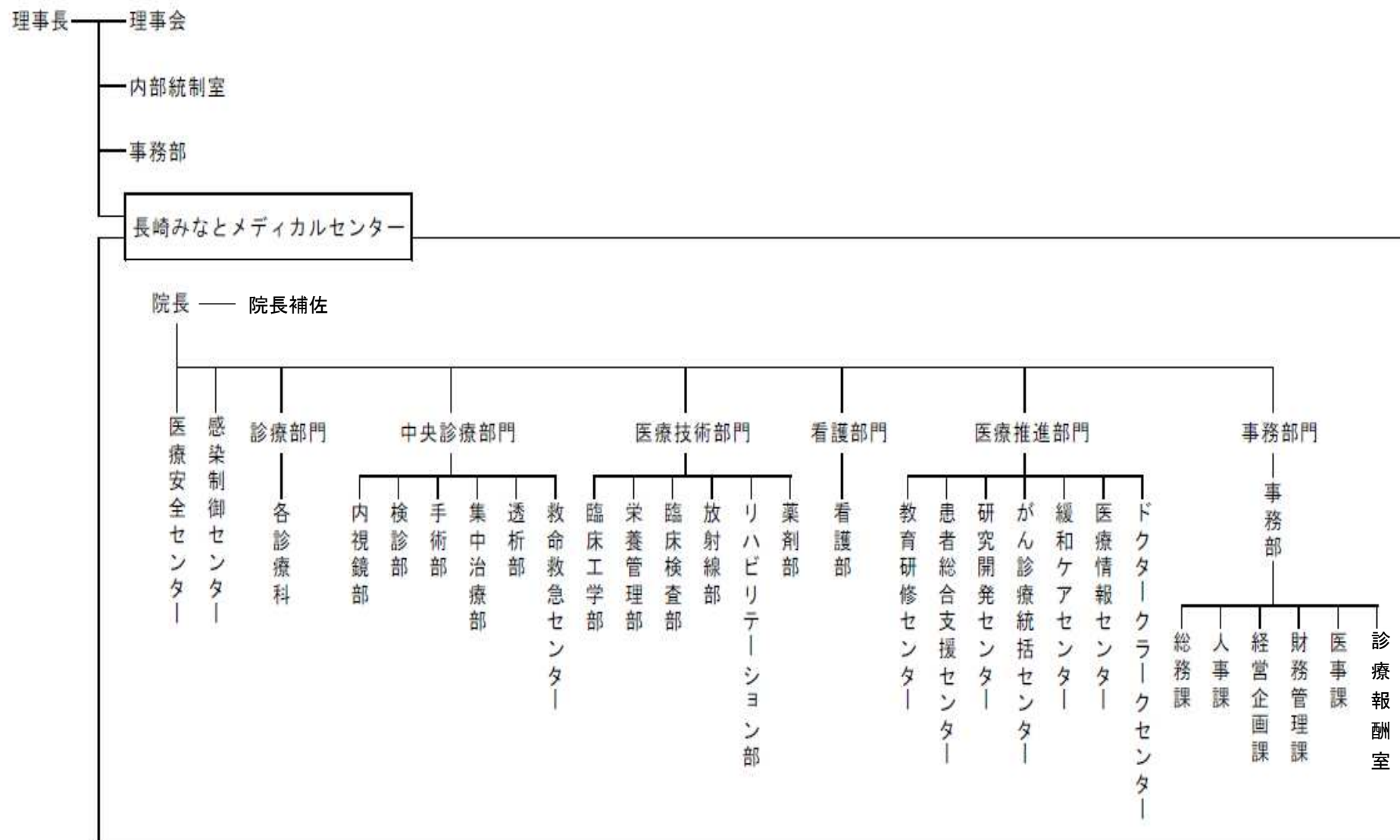
(6) 職員数（合計 1, 0 7 0 人）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

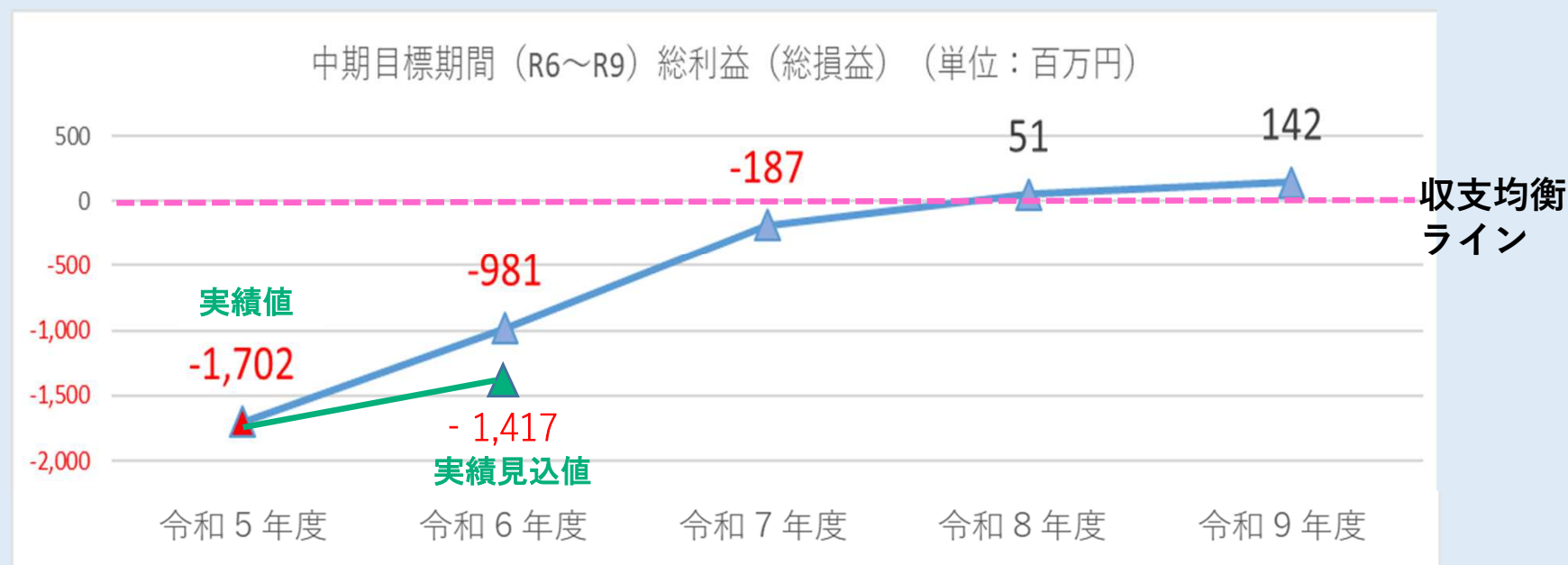
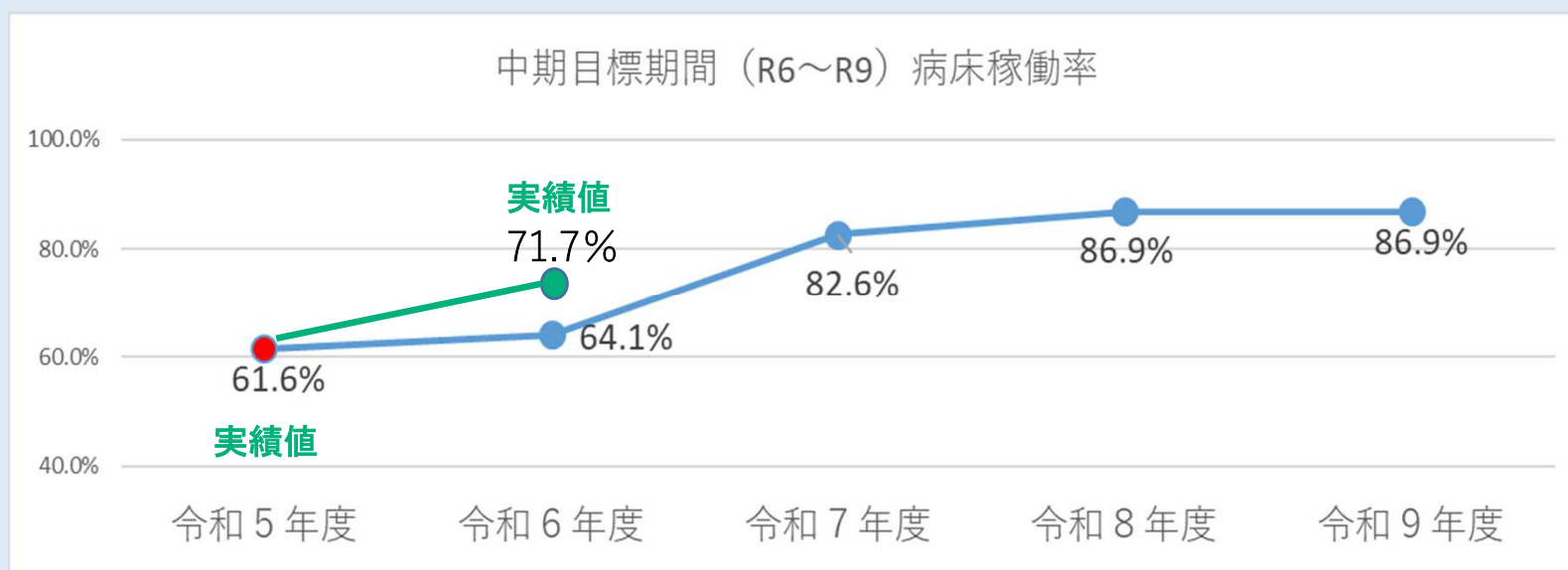
職 種	職員数
医師	1 2 6 名
看護部（看護師、助産師、准看護師）	5 4 8 名
看護補助員・衛生補助員	6 6 名
薬剤師	3 1 名
診療放射線技師	2 5 名
臨床検査技師	3 2 名
管理栄養士	1 0 名
臨床工学技士	1 3 名
リハビリテーション部（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・ 視能訓練士・臨床心理士）	4 9 名
歯科衛生士	2 名
医療ソーシャルワーカー（精神保健福祉士含む）	1 0 名
診療情報管理士	4 名
事務系職員	1 1 7 名
その他	3 7 名

(7) 病院機構組織図

(令和7年4月1日現在)



2 第4期中期目標期間（令和6年度～令和9年度）における目標値

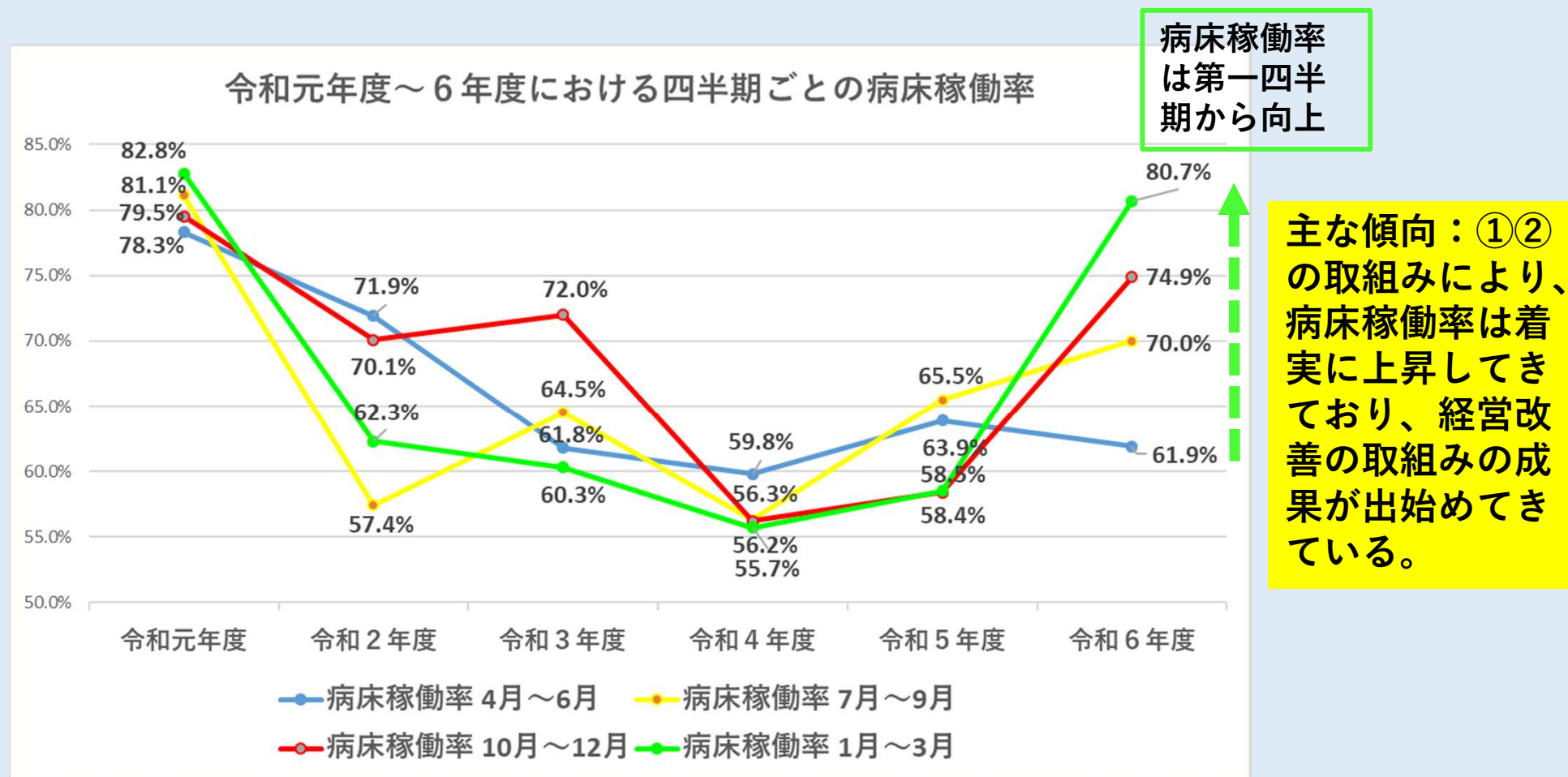


※ 今後の構造改革（案）の内容に応じて、令和8年度以降の目標値を変更予定

3 令和6年度の経営改善の取組み

(1) 医業経営コンサルタントを活用した経営改善策の取組みによる効果

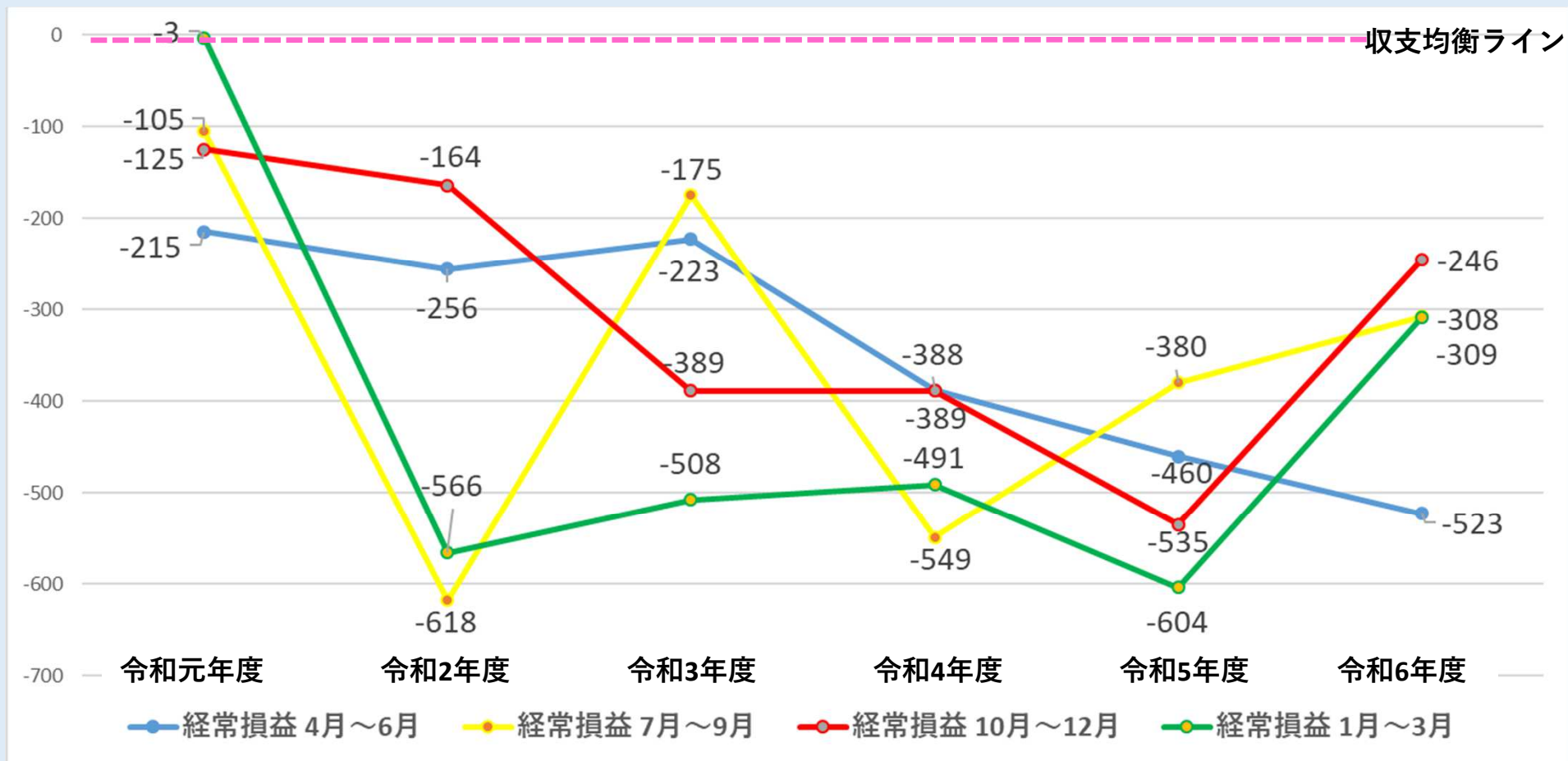
- ① （地独）佐賀県医療センター好生館など、みなとメディカルと同規模、類似機能を持ち、経営状況がよい病院を視察して、オペレーションの改善と意識改革を進める。
- ② 地域の医療機関への渉外活動



4 令和6年度の経営状況

赤字からは脱却できないものの、経営改善の取組みにより収支は改善傾向にある。

・ 令和元年度から令和6年度における四半期ごとの経常損益（単位：百万円）



国からのコロナ補助金を除いた経常損益

令和5年度	令和6年度
-19億7,900万円	-13億8,600万円

>

5 全国の自治体病院の経営状況

- ・ 医業収益が増加しても、人件費と材料費の増加が影響し、それを上回る医業費用の上昇により、経営は悪化。
- ・ コロナの5類移行に伴う医業収益の減少。

●令和5年度（2023年度）決算と令和6年度（2024年度）決算見込み （全国自治体病院協議会調査）



（参考）みなとメディカルセンター

2023年度経常収支比率（決算）：88.2%

2024年度経常収支比率（見込）：91.1%

2.9ポイント増

	2023年度決算	2024年度決算見込
経常利益	- 422億円	- 945億円
経常収支比率	96.4%	92.2%

4.2ポイント減

※経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100
経常費用が経常収益によって、どの程度賄われているかを示す指標であり、この比率が100%未満である場合、収益で費用を賄えず経常損失が生じている状況となる。

6 患者動態等

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
許可病床数	513床	513床	513床	513床	513床	513床
一般病床数	494床	494床	494床	494床（８月 から435床）	435床	435床（２月 から401床）
病床稼働率	80.4%	65.4%	64.7%	51.9%	61.6%	71.7%
延べ入院患者数	146,214人	119,536人	119,286人	105,643人	98,382人	112,890人
新入院患者数	12,166人	9,138人	9,525人	8,336人	8,635人	9,722人
平均在院日数	11.0日	12.0日	11.5日	11.7日	10.4日	10.5日
入院単価	67,215円	71,203円	75,799円	80,320円	86,770円	84,167円
延べ外来患者数	146,396人	129,090人	137,097人	135,164人	131,196人	122,530人
外来単価	21,114円	22,482円	22,559円	24,164円	25,517円	25,395円
救急車搬送受入 件数	4,130件	3,634件	4,030件	4,414件	4,044件	4,057件
救命救急C（設 置前は救急外 来）総受診数	8,588人	7,406人	8,791人	9,128人	7,868人	7,745人
手術件数	4,569件	3,538件	3,773件	3,643件	3,704件	3,889件

7 年度別経営状況（損益収支）

（単位：百万円）

区 分	第3期中期計画				第4期中期計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	決算	決算	決算	決算	決算見込
収益の部	16,489	17,354	16,051	13,568	14,179
営業収益	16,276	17,234	15,825	13,428	14,024
医業収益	11,616	12,333	11,904	12,029	12,767
入院収益	8,511	9,049	8,485	8,537	9,502
外来収益	2,902	3,094	3,266	3,348	3,112
その他医業収益	202	190	153	145	154
運営費負担金収益	629	641	610	586	585
補助金等収益 他(コロナ補助金含む)	3,518	3,727	2,767	265	74
資産見返負債戻入	512	533	543	549	599
営業外収益	115	118	120	138	150
運営費負担金	34	32	31	32	41
その他営業外収益	82	86	89	107	109
臨時利益	99	2	106	0	5
費用の部	14,463	15,115	15,253	15,389	15,596
営業費用	14,287	14,748	14,991	15,196	15,352
医業費用	13,808	14,240	14,457	14,642	14,786
給与費(※一般管理費を含む)	7,880	7,974	7,906	7,749	7,773
材料費	3,070	3,283	3,445	3,773	3,850
経費(※一般管理費を含む)	1,914	2,038	2,148	2,071	2,215
減価償却費(※一般管理費を含む)	921	923	927	1,004	913
その他	24	23	31	46	36
控除対象外消費税等	479	508	534	554	566
営業外費用	173	171	174	185	208
臨時損失	3	196	88	8	36
経常損益	1,931	2,433	779	-1,813	-1,386
純損益	2,027	2,239	798	-1,821	-1,417
目的積立金取崩額	0	0	20	119	0
総利益	2,027	2,239	818	-1,702	-1,417
期末資金残高	2,683	4,523	3,713	4,772	2,945

8 構造改革のスケジュール

時期	内容
令和7年5月	・ 第1回長崎市地域医療審議会における報告・意見聴取
令和7年6月	・ 所管事項調査 (長崎みなとメディカルセンターの現状と今後の構造改革について)
令和7年9月 ～10月	・ 第2回長崎市地域医療審議会における意見聴取 ・ 県の「地域医療構想調整会議」での了承
令和7年11月	・ 中期計画変更議案を11月議会にて提案 (診療規模・診療内容・職員数の適正化に係る構造改革案を踏まえた中期計画に変更するもの)
令和8年4月	・ 構造改革案を踏まえた診療規模等での運用開始

9 構造改革の取組み状況

(1) 医業経営コンサルタントを活用した取組み

現在、病院機構、市、医業経営コンサルタントとの協議の場を設定し、病院機構の構造改革（診療規模、診療内容、職員数の適正化、その他当座の経営改善策など）に係る検討・協議を行っている。

(2) 長崎市地域医療審議会での意見聴取

医療、介護に携わる委員17名で構成する地域医療審議会を令和7年5月20日に開催し、みなとメディカルセンターの現状説明と構造改革案を策定する前段階での意見聴取を行った。

（委員からの主な意見）

- ・病床削減した場合、後方支援病院との連携ができていないと患者を転院させることができなくなるため、みなとメディカルセンターに長期間入院することになり、新規患者の受入れに影響が出る可能性がある。
- ・コロナ前に比べて、患者数が減っているのに、人件費や経費、材料費は年々増加している。物価高騰などの影響もあると思うが、支出の抑制を徹底すべき。
- ・病床機能を見直すうえでの市の考え方を整理すること。

病院機構の令和6年度決算に係る減損処理の適用について

病院機構の経常損益の大幅なマイナス及び現金資金残高の減少

(経常損益) 令和5年度▲約17億円 ➡ 令和6年度▲約14億円

(現金資金残高) 令和5年度 約48億円 ➡ 令和6年度 約30億円



現在の経営状況下において、機構がこれまで行ってきた建物等固定資産の設備投資の回収見込みが厳しい状況となっている。



回収が見込めなくなると、同資産は帳簿上の価値が過大と判断されるため、**資産を適切な価値評価に減額する**必要がある。



現状の経営実態に即した財務諸表に修正することで、**実質の経営成績をより明らかにするため、減損処理を行う。**

令和 6 年度決算に係る減損処理の適用について

病院機構は令和 6 年度決算において、会計基準（※1）に基づき、固定資産の減損処理を行う予定としている。

その場合、損益計算書（P/L）においては、医業活動等による経常損失見込約 1 4 億円に、減損処理を行うことで発生する臨時損失約 2 8 億円（見込み）が加わり、減損に対応する臨時利益約 9 億円（見込み）を控除した合計約 3 3 億円の当期純損失となる見込み。

○減損処理とは

- ・ 固定資産計上の建物や機器などは、毎年「減価償却」として費用を計上。

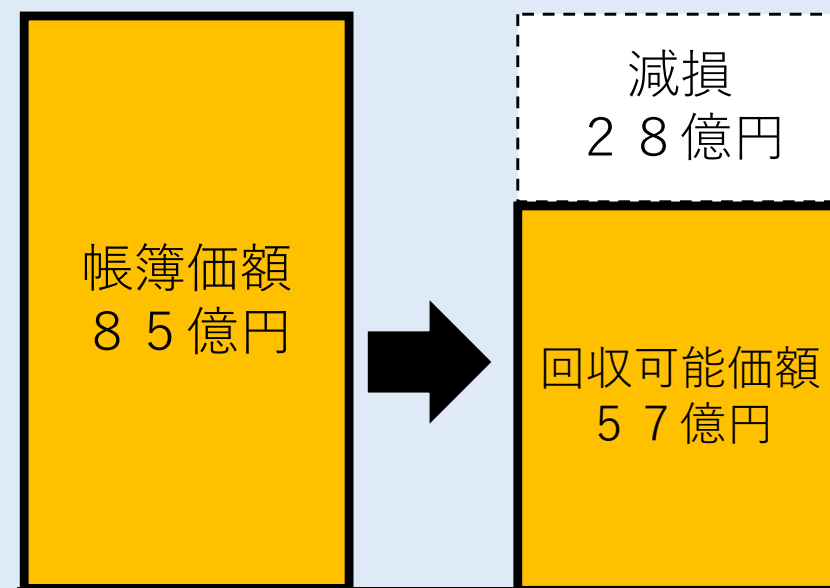


- ・ 減価償却終了前に同資産の収益性が低下し、帳簿価額の回収が見込めなくなると、同資産は帳簿価額価値が過大と判断。



- ・ 帳簿価額を減額し、不足分を損失として記帳して、資産を適切な価値評価に修正。

減損処理のイメージ



回収可能価額まで帳簿価額を減損させる

（※ 1） 固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解

平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日総務省告示第 6 1 9 号設定

平成 2 9 年 1 2 月 1 日総務省告示第 3 9 9 号改訂

平成 2 4 年 3 月 3 0 日総務省告示第 1 4 1 号改訂

令和 4 年 8 月 3 1 日総務省告示第 2 8 6 号改訂

(1) 減損処理の影響

- ア 令和7年度から年間の減価償却費が減額されることで、その後の病院機構の実質の業務運営状況（経営状況）が明確となる。
- イ 病院の構造改革実施に伴い、令和7年11月議会に提案予定の第4期中期計画の変更において、財務状況の試算を行う際、減価償却費を適正な金額にできる。
- ウ 損益計算書においては、多額の臨時損失を計上することになるが、キャッシュ・フロー計算書にあらわれる期末資金残高（令和6年度末見込：29億4,500万円）への影響はない。
- エ 今後、固定資産の価値が著しく上昇した場合においても、一度減損処理したものは増額しない。

(2) 減損処理を行った場合の令和6年度の損益収支

(単位：百万円)

区 分	第3期中期計画				第4期中期計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	決算	決算	決算	決算	決算見込
収益の部	16,489	17,354	16,051	13,568	15,079
営業収益	16,276	17,234	15,825	13,428	14,024
医業収益	11,616	12,333	11,904	12,029	12,767
入院収益	8,511	9,049	8,485	8,537	9,502
外来収益	2,902	3,094	3,266	3,348	3,112
その他医業収益	202	190	153	145	154
運営費負担金収益	629	641	610	586	585
補助金等収益 他(コロナ補助金含む)	3,518	3,727	2,767	265	74
資産見返負債戻入	512	533	543	549	599
営業外収益	115	118	120	138	150
運営費負担金	34	32	31	32	41
その他営業外収益	82	86	89	107	109
臨時利益	99	2	106	0	905
費用の部	14,463	15,115	15,253	15,389	18,396
営業費用	14,287	14,748	14,991	15,196	15,352
医業費用	13,808	14,240	14,457	14,642	14,786
給与費(※一般管理費を含む)	7,880	7,974	7,906	7,749	7,773
材料費	3,070	3,283	3,445	3,773	3,850
経費(※一般管理費を含む)	1,914	2,038	2,148	2,071	2,215
減価償却費(※一般管理費を含む)	921	923	927	1,004	913
その他	24	23	31	46	36
控除対象外消費税等	479	508	534	554	566
営業外費用	173	171	174	185	208
臨時損失	3	196	88	8	2,836
経常損益	1,931	2,433	779	-1,813	-1,386
純損益	2,027	2,239	798	-1,821	-3,317
目的積立金取崩額	0	0	20	119	0
総利益	2,027	2,239	818	-1,702	-3,317
期末資金残高	2,683	4,523	3,713	4,772	2,945

(3) 減損処理を行わなかった場合と行った場合の令和6年度の損益収支の比較

区 分	第4期中期計画	
	令和6年度	決算見込
収益の部	14,179	
営業収益	14,024	
医業収益	12,767	
入院収益	9,502	
外来収益	3,112	
その他医業収益	154	
運営費負担金収益	585	
補助金等収益 他(コロナ補助金含む)	74	
資産見返負債戻入	599	
営業外収益	150	
運営費負担金	41	
その他営業外収益	109	
臨時利益	5	
費用の部	15,596	
営業費用	15,352	
医業費用	14,786	
給与費(※一般管理費を含む)	7,773	
材料費	3,850	
経費(※一般管理費を含む)	2,215	
減価償却費(※一般管理費を含む)	913	
その他	36	
控除対象外消費税等	566	
営業外費用	208	
臨時損失	36	
経常損益	-1,386	
純損益	-1,417	
目的積立金取崩額	0	
総利益	-1,417	
期末資金残高	2,945	

減損
処理

第4期中期計画	(単位：百万円)	
	令和6年度	決算見込
収益の部	15,079	
営業収益	14,024	
医業収益	12,767	
入院収益	9,502	
外来収益	3,112	
その他医業収益	154	
運営費負担金収益	585	
補助金等収益 他(コロナ補助金含む)	74	
資産見返負債戻入	599	
営業外収益	150	
運営費負担金	41	
その他営業外収益	109	
臨時利益	905	
費用の部	18,396	
営業費用	15,352	
医業費用	14,786	
給与費(※一般管理費を含む)	7,773	
材料費	3,850	
経費(※一般管理費を含む)	2,215	
減価償却費(※一般管理費を含む)	913	
その他	36	
控除対象外消費税等	566	
営業外費用	208	
臨時損失	2,836	
経常損益	-1,386	
純損益	-3,317	
目的積立金取崩額	0	
総利益	-3,317	
期末資金残高	2,945	

減損処理を行うことで、
総利益は
▲約14億円から
▲約33億円となるが、
現金(期末資金残高)
には影響しない。

3 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について

前回の所管事項調査以降に開催された会議等について、主な内容は次のとおり。

(1) 長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会

ア 目的・委員構成等

設 置 者	長崎大学
設 置 日	令和5年4月1日
設 置 目 的	施設の運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資する。
委 員 構 成	近隣連合自治会長・自治会長（8名） その他三者連絡協議会が必要と認めた者（2名） 学識経験者・専門家（3名） 行政（長崎県地域保健推進課長、長崎市感染症対策室長・防災危機管理室長・消防局警防課長・北消防署警防1課 課長補佐）（5名） 長崎大学（長崎大学高度感染症研究センター センター長ほか）（5名）

イ 直近の開催状況

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第7回	令和7年3月24日（月）	① 高度感染症研究センター実験棟に関する報告 ② その他

ウ 主な議事内容等

(7) 高度感染症研究センター実験棟に関する報告

- ・ ウイルスの搬入手順、ウイルス保管容器の管理手順の検証、保存用ウイルス作成手順の検証を行っていること、また、今後一連の検証作業で発覚した様々な問題点を洗い出し、その手順の精査を行っていくことなどが報告された。
- ・ 国の査察において、法令を遵守していないとされた場合、大学に対する罰則はどのようなのかとの質問に対し、監督権者は厚生労働大臣と警察庁長官による共管となっており、法律に規定している事項に違反している場合は、指定の停止や取消し命令など非常に重たい処分が下されるとの説明があった。
- ・ 安全対策の検討状況として、長崎県警察と不審者対応訓練を実施したこと、長崎市消防局等と火災訓練を実施する予定であること、また、建物内で倒れた者の救命対応について長崎大学病院の指導のもと訓練を実施したことが報告された。

(イ) その他

- ・ 文部科学省から2月19日に開催された第13回長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会の報告があった。
- ・ サイバー攻撃に対する対応体制を整備しておく必要があるのではないかと質問に対し、フェイクニュースやSNSを介した攻撃、誹謗中傷というものはどの分野に限らず重要な問題と考えており、双方の信頼関係がなければデマを信じてしまうため、地域住民の方々としっかりとした信頼関係を築き、必要なことは必ず伝えるという仕組み、体制を今後もしっかりと整えていきたいとの説明があった。

エ 今後のスケジュール等（予定）

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第8回	令和7年7月2日（水）	未 定

(2) 長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会

ア 目的・委員構成等

設 置 者	文部科学省
設 置 日	平成 29 年 3 月 15 日
設 置 目 的	大学が実施する安全性の確保と住民の理解などに向けた取組について第三者の立場からチェックする。
委 員 構 成	国立国際医療研究センター研究所動物実験施設 室長 日本大学危機管理学部 非常勤講師 量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門放射線医学研究所 所長 札幌市保健福祉局 医務・健康衛生担当局長 千葉大学真菌医学研究センター センター長 横浜国立大学 IAS リスク共生社会創造センター 客員教授 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

イ 直近の開催状況

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第 13 回	令和 7 年 2 月 1 9 日 (水)	① 国立大学法人長崎大学及び同 BSL4 施設の感染症法に基づく厚生労働大臣指定について ② 高度感染症研究センター実験棟の対応状況について ③ 安全確保の方策等に関する検討状況について ④ 地域における理解促進に向けた取組について ⑤ その他

ウ 主な議事内容等

(7) 国立大学法人長崎大学及び同 BSL4 施設の感染症法に基づく厚生労働大臣指定について

- ・ 文部科学省から 1 月 24 日に厚生労働大臣が国立大学法人長崎大学を特定一種病原体等所持者として、また国立大学法人長崎大学内の高度感染症研究センター実験棟を特定一種病原体等所持施設として指定したことが報告された。

(イ) 高度感染症研究センター実験棟の対応状況について

- ・ 長崎大学から1月24日付で高度感染症研究センター実験棟が特定一種病原体等所持施設として厚生労働大臣から指定を受けて国の管理下に置かれたこと、まずは弱毒性の病原体等を用いた研究を実施し、特定一種病原体等を所持するための指定または承認を目指すことになることが説明された。

(ウ) 安全確保の方策等に関する検討状況について

- ・ 長崎大学から災害事故発生時の対応策の検討状況、長崎県警察との安全対策の検討状況、長崎大学 BSL4 施設における特定一種病原体等を用いた研究計画の検討状況が説明された。

(エ) 地域における理解促進に向けた取組について

- ・ BSL4 施設に関する地域住民の安全・安心の確保に向けた取組として、地域連絡協議会で BSL4 施設の運用状況、安全対策、災害対策等について適時に情報共有を行っていることが報告された。

(3) 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会

ア 目的・委員構成等

設 置 者	内閣官房
設 置 日	平成 28 年 3 月 31 日
設 置 目 的	政府一体となって我が国の感染症研究機能の強化を推進する観点から、BSL4 施設を中核とした感染症研究拠点の形成に関する支援に係る関係行政機関の検討及び調整の促進を図る。
委 員 構 成	内閣官房内閣審議官（2 名） 文部科学省大臣官房審議官 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官 国立感染症研究所副所長 長崎大学高度感染症研究センター センター長 長崎大学高度感染症研究センター 副センター長（研究・BSL-4 施設担当） 長崎県副知事 長崎市副市長

イ 直近の開催状況

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第 9 回	令和 7 年 3 月 1 4 日（金）	① 長崎大学の高度安全実験施設（BSL4 施設）整備に係る進捗状況等について ② 質疑応答

ウ 主な議事内容等

- (7) 長崎大学の高度安全実験施設（BSL4 施設）整備に係る進捗状況等について
- 厚生労働省から、令和 7 年 1 月 24 日に感染症法施行令を改正する政令が公布され、長崎大学を特定一種病原体等所持者の指定の対象となりうる法人として規定し、同日付で長崎大学を特定一種病原体等所持者として、また、長崎大学内の高度感染症研究センター実験棟（BSL4 施設）を特定一種病原体等所持施設として大臣指定したことが説明された。
 - 今後は、感染症法に基づく特定一種病原体等所持者への定期的な立入検査等を通じて監督・指導を適切に実施すること、及び特定一種病原体等を輸入又は譲り受けするためには、厚生労働大臣の指定又は承認が別途必要となることが説明された。
 - 文部科学省から、長崎大学における高度安全実験施設（BSL4 施設）整備及び運営に関する進捗状況等が説明された。
 - 長崎大学から、高度感染症研究センター実験棟（BSL4 施設）の対応状況が説明された。

4 国の新型コロナワクチン予防接種助成金廃止について

新型コロナワクチン1回の接種費用に対する国の助成金 8,300 円/回が、令和 6 年度で終了した。

令和 6 年度は国の助成金を除いた 1 回の接種費用 7,000 円を市負担 5,000 円及び自己負担 2,000 円としていたが、令和 7 年度は助成金廃止に伴い、接種費用 15,600 円全額を市負担及び自己負担で実施せざるを得ない状況。

令和 7 年度においても助成金を前提として予算を計上していたが、助成金廃止により財源に大きな変更が生じることから、財源や自己負担金の見直しを行い 9 月議会に補正予算を計上の予定。

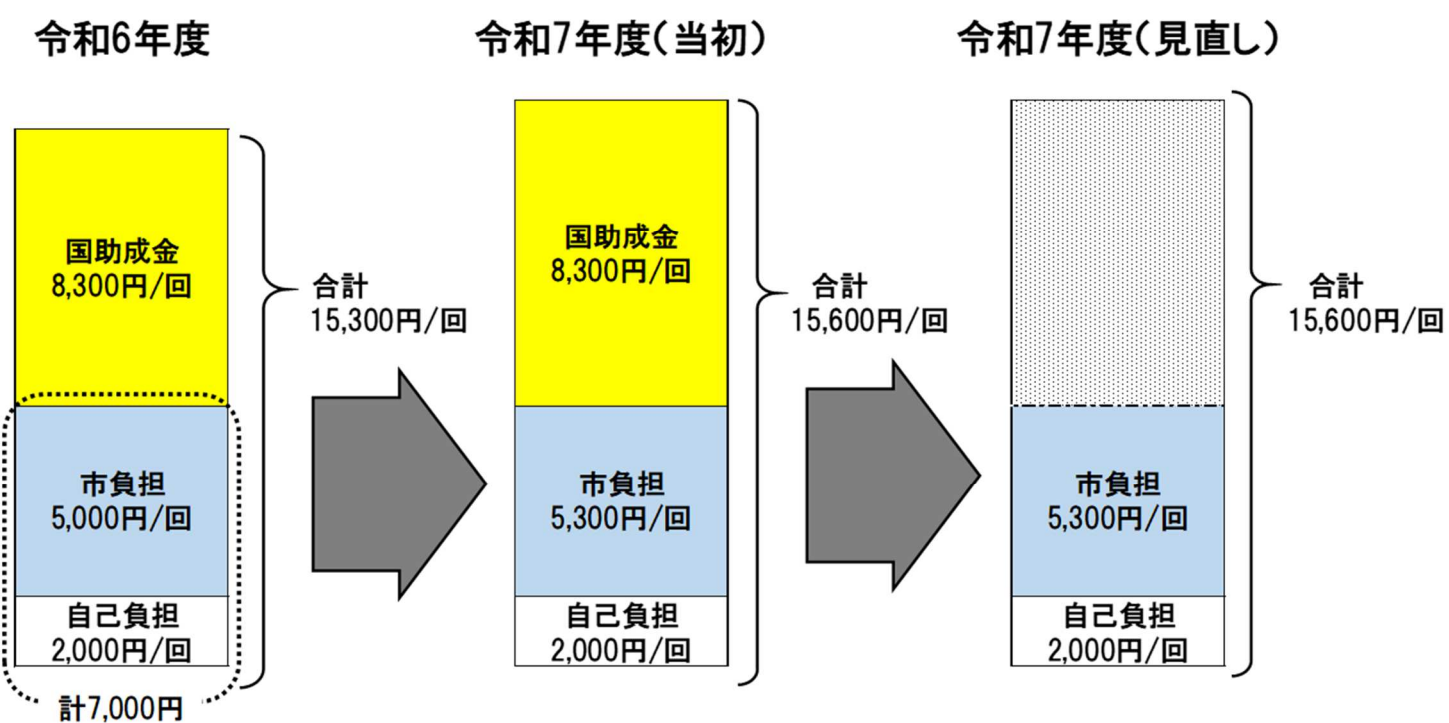
令和 7 年 4 月 11 日付長崎新聞

新型コロナワクチン助成終了へ

1 回 8300 円 本年度定期接種から
 厚労省は、65 歳以上の高齢者に対する新型コロナワクチンの接種費用に、国の助成金 8300 円/回を今年度で終了させる。これにより、接種費用は市負担 5000 円、自己負担 2000 円となる。

接種費用は、市負担 5000 円、自己負担 2000 円となる。

のズーム
 新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐ効果が示されている。接種後に痛みや重いアレルギー反応のアナフィラキシーといった副反応が生じることがあり、健康被害には救済制度が設けられている。接種開始当初は全額公費負担だったが、2024年度に65歳以上の高齢者を対象とした定期接種となり、原則一部自己負担となった。24年度はメッセジャーRNA(mRNA)ワクチンやレプリアンワクチン、組み換えタンパクワクチンの計3製品が使われた。



【参考】令和7年度当初予算

(単位:千円)

事業費	助成金	その他	一般財源
672,357	390,407	4	281,946